

1. これまでの民間活用の考え方の変遷

本市における民間活用の考え方は、厳しい財政状況を踏まえた行革的な視点（効率的な職員配置など）に主眼が置かれスタートし、以下のような変遷を辿っている。

（1）川崎市行財政改革プラン（平成14年度～平成19年度）【第1次改革プラン、第2次改革プラン】

- **効率的な職員配置の推進の観点**から、効率的で効果的な「民間活用型公共サービス提供システム」の構築を掲げ、「**民間でできるものは民間で**」という**基本原則**のもと
 - ①市場原理が的確に働く領域では積極的に民間活力を導入する
 - ②市場原理が働かない領域においては、民間部門が提供するサービスを本市が監視・指導・必要な支援を行う
 - ③民間部門の提供が適さないものは本市が直接サービスを提供し、行政責任を果たす
 という考え方にに基づき、「**市民が求める質の高いサービスを効率的かつ効果的に享受できる環境を作りあげる**」ことを**基本的な方針**とし、民間活用を推進
- 「**民間部門**」とは、いわゆる**民間企業のほか**、市民・家族、**NPO、ボランティア、町内会・自治会、まちづくりクラブ**等、国・地方公共団体といった**公共部門以外のものを幅広く含む**

（2）新行財政改革プラン（平成20年度～平成25年度）【第3次改革プラン、第4次改革プラン】

- 「**民間でできることは民間で**」という**これまでの原則を踏襲**し、公共サービスの担い手として着実に成長を遂げている多様な提供主体を適切に監視・指導・助言をしながら、あるいは連携・協働を図りながら、これまで本市が直接担ってきた領域でも積極的に活用することにより、的確かつ安全な公共サービスの提供体制を構築
- 「**民間活用ガイドライン**」を策定し、**最適な民間活用手法を選択し、安全で質の高い多様な公共（行政）サービスを市民に安定的に届ける**ことのできるものにしていく

（3）川崎市行財政運営に関する改革プログラム（平成26年度～平成27年度）

- 規制緩和・民間開放の流れの中で**公共サービスにおける民間部門の活動領域は拡大傾向**にあること、また、**民間企業だけではなく市民団体やNPO法人などの多様な主体に公共サービスの担い手が広がりつつある**状況を踏まえ、**行政**には、サービスを直接提供するという役割から、安全で安心できるサービスが安定的に提供されるよう、**民間部門が提供するサービスのモニタリング・評価を行う役割**が求められている。この状況を踏まえ、行政として直接提供する市民サービスの必要性や市場の成熟度などの社会経済情勢の変化に合わせ、それぞれのサービスにおける「公」の責任や関与の明確化を図り、公の施設の管理運営体制の見直しや**公共（行政）サービス提供における民間部門の活用などの民間活力の導入**を図る。
- 指定管理者制度**においては、**民間事業者の力を最大限活用**し、市民サービスの向上や管理運営経費の縮減などを図っていきけるように運用の見直しを行う。

（4）川崎市行財政改革プログラム（平成28年度～平成29年度）

- 民間部門を最大限に活用**した改革を計画的に推進
- 公共施設の整備・管理・運営に当たっての民間部門の活用については、指定管理者制度や、PPP・PFI、施設の民間への譲渡などの手法から、状況に応じた最も効果的なものを選択
- 適正なモニタリング**や、それを可能とする**体制構築**等を通じ、より質の高いサービス提供に向けた民間活用を推進

（5）川崎市行財政改革第2期プログラム（平成30年度～平成33年度）

- 将来にわたる必要な市民サービスの確実な提供と、その質の一層の向上を主眼とした、**民間部門を最大限に活用**した改革を計画的に推進
- 公共施設の特性や状況に応じた最も効果的なものを選択し、**民間事業者の有するノウハウを最大限に活用**できるよう、最適な仕組みづくりに向けた検討を進める
- 市による**適正なモニタリング**や、これに基づく事業者との調整、さらには、これらの**着実な実施に向けた体制**、手法の見直し等を通じ、より質の高いサービスの提供に向けた民間活用を推進

考え方の変遷における主なポイント

- 当初は、効率的な職員配置（＝職員数の削減）の観点から民間活用の考え方がスタート
- 当初から、「民間部門」を「民間企業」だけではなく「市民団体」や「NPO」なども含めた概念として整理しているものの、具体的な連携の相手方は「民間企業」を想起させるものとなっている
- 「民間」を行政サービスの担い手として捉えるに留まっている

2. 今後の民間との連携に向けて必要な視点

厳しい財政状況の中で、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現を目指していくには、戦略的な市政運営が必要であり、かつ、様々な施策分野において、多様な公共サービス提供・社会資本整備を実施していくことが求められる。

当面の人口増加と超高齢化の進展に伴う**市民ニーズの多様化**の中、前例を踏襲するだけでは施策の有効性が失われるなど課題が顕在化しており、**これまでの発想の延長線上ではない公共サービスの提供**が期待されており、**本市が公費を直接的に投入して課題解決するだけではなく、様々な主体との連携とその相互作用により、地域の課題を解決**することが求められている。

また、**公共施設等の整備・管理運営事業**の実施においては、本市が目指す都市像の実現に向けた効率的・効果的な事業執行はもとより、**資産マネジメントの視点**から「施設の長寿命化」「資産保有の最適化」「財産の有効活用」の方針に基づいた事業執行が必要となっている。各施設を60年以上保有することを原則としつつ施設総量を適切に管理していく必要がある中で、増大する都市インフラや公共施設の更新等への対応、市民ニーズの多様化への対応等が求められており、**既存施設の多目的化等による市民の利用機会の拡大**や、**施設更新時等における複合化による利便性の向上、財政負担の抑制**等が必要となっている。また、これまで財源確保に着目した公有地や公有施設（以下「公有財産」という。）の貸付や売却を図ってきたが、今後は、**利活用の対象財産や活用方法を拡大**していくことが求められている。更に、昨今では、先進自治体において**公有財産そのものをまちづくりや地域課題の解決等におけるシーズとして利活用する取組**が図られており、本市においても**財源確保に留まらない公有財産の利活用**を図ることが有効であると考えられる。

そこで、今後の民間活用にあたっては、これまでの本市の民間活用の考え方は踏襲しつつも、次の新たな視点を踏まえた上で、取組を進めていく。

今後の民間との連携にあたって踏まえるべき新たな視点

- 様々な主体との連携により、**地域課題の解決**や豊かな市民生活の実現を目指す
- 資産をマネジメントし、既存施設の多目的化や複合化により市民サービスの向上と財政負担の抑制を図る
- 公有財産そのものをまちづくりや地域課題の解決等におけるシーズとして利活用**する

3. 本市がめざす「新たな民間活用」の基本的な考え方

多様化する市民ニーズなどに対応し、市民満足度の高い行政サービスを持続可能な形で提供し続けるためには、民間活用において、公共の業務の一部を民間に担わせるといった、従来の活用方策から一歩進むことが必要であり、今後の市政運営に求められるのは、これまでの施策・事業実施の延長ではない、新たな発想による地域課題へのソリューション提供である。

この要請に応じていくには、行政の発想のみでは限界があり、多様な主体の発想とその相互作用が重要である。また、必ずしも公費の直接的な投入による実施によらない発想への転換も必要である。

そこで本市は、『民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限に活用して、効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上の実現につなげること』また、『行政と民間が、「公共」を共に担い、共に創り上げていく意識を共有することが重要であり、行政側が率先して民間をより最適な公共サービス実現のための重要なパートナーとして再認識すること』を基本的な姿勢として民間活用を積極的に推進することとする。また、「民間」を従来からの連携パートナーである民間企業のみならず、NPO法人や大学、自治会等を含む「多様な主体」として捉え直し、「新たな民間活用」として、民間ならではの発想によるアイデア、ノウハウ等を、あらゆる施策分野において、最大限に活用し、これまでの行政支出の削減に主眼を置いた“単なるPPP/PFI”を超えて、地域課題の解決や市民生活の豊かさなどの実現をめざしていく。

